

○千代田区工事成績評定要綱

平成28年3月31日27千政契約発第548号

改正

令和7年11月28日7千政契約発第691号

千代田区工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区工事施行規程（昭和47年千代田区訓令甲第10号。以下「工事施行規程」という。）第23条の2及び千代田区検査事務規程（昭和63年千代田区訓令第6号。以下「検査事務規程」という。）第26条の2の規定に基づき、千代田区が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、1件の契約金額が200万円を超える請負工事（緊急工事及び単価契約による工事を除く。以下同じ。）について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 工事施行規程第2条第4号に規定する監督員

(2) 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員

2 前項第1号に規定する監督員は、工事施行規程第10条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合には、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(2) 検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第5条 各評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第9条までに定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行う。

2 前項の評定は、第2号様式から第5号様式までに定める工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）により行う。

3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果を総合的に判断し、評定表の各評定項目（「法令遵守等」の項目を除く。）について評定を行う。

2 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令遵守等」について評定を行う。

3 前項の評定は、第6号様式に定める評定項目別評定表により行う。

4 総括監督員が、第1項及び第2項により評定した結果をもって、監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定の内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」項目について評定を行う。

2 前項の評定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 評定は、検査成績評定表（第7号様式）により行う。

(2) 評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表（第8号様式）により行う。

3 検査員は、前項により行った評定の結果を検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、当該工事の契約事務を主管する課の課長（以下「契約主管課長」という。）へ報告する。

4 第1項及び第2項により評定した検査成績をもって検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 総括監督員である当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）は、評定の結果について当該工事を主管する部の部長へ報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果として評定表及び報告書を契約主管課長へ送付する。

(契約事務を主管する部の部長への評定結果の報告)

第12条 契約主管課長は、評定の結果について、当該工事の契約事務を主管する部の部長へ報告する。

(評定結果の通知)

第13条 契約主管課長は、工事成績評定通知書（第10号様式、第11号様式）により、速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を通知する。

(説明責務)

第14条 工事主管課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

第15条 当該工事の請負者は前条の説明に不服があるときは、工事成績評定に関する苦情申立書（第12号様式）により区長に対して苦情申立てを行うことができる。

(千代田区入札監視委員会への付議)

第16条 区長は、苦情の申立てがあった場合は、厳正かつ公正に対応するため、千代田区入札監視委員会（以下「委員会」という。）へ付議し、その意見を徴しなければならないものとする。

(苦情申立者への回答)

第17条 区長は、苦情申立者へ回答するに当たっては、前条の委員会の意見を十分検討し、工事成績評定に関する回答書（第13号様式）により速やかに回答しなければならない。

(評定の修正)

第18条 総括監督員又は検査員は、苦情申立てに係る審査結果及びその他の理由により評定を修正する必要があると認めたときは、当該評定を修正することができる。

2 前項の規定により評定を修正する場合は、第9条から第13条までの規定を準用するものとする。

(優良工事の公表)

第19条 契約主管課長は、評定の結果、成績が優良とされた工事について、工事件名、請負者名等を公表することができる。

(実施細目)

第20条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する請負工事について適用する。

附 則 (令和7年11月28日 7千政契約発第691号)

この要綱は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に契約を締結する請負工事について適用する。

様式 (略)